

個人情報保護規程

社会福祉法人 武蔵野療園

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人武蔵野療園（以下「法人」という。）が保有する利用者及び患者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の趣旨のもと、これを適正に取扱い、法人が掲げる「個人情報に関する基本方針」がめざす個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 利用者

法人が、老人福祉法、介護保険法、医療法及びその他関係法令に基づき実施する事業、その他の事業等の利用者本人をいう。（医療サービスにおける「患者」についても本規程においては「利用者」と読み替えるものとする。）

ただし、次項の個人情報には、当該利用者に直接関係する家族等を含める。

2 個人情報

(1) 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式を言う。以下同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

なお、当該本人が死亡した後においても、その本人の情報を保有している場合及びその情報が同時に遺族等の生存する個人情報と関連がある場合には、個人情報と同様に取り扱う。

(2) 個人識別符号が含まれるもの

「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴をコンピュータ等で用いるために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

なお、生存する個人の個人番号は、個人識別符号に該当する。

(3) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、利用者本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他利用者本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令507号）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

3 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ただし、利用方法からみて個人の利益権利を害するおそれが少ないものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定めるものを除く。

(1) 特定の個人情報についてコンピュータ等を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) (1) に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を安易にできる状態においているもの

4 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 保有個人データ

法人が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

ただし、その存否が明らかになることにより、利用者本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれのあるもの、または違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれのあるものを除く。

6 本人

個人情報によって識別される特定の個人、または識別され得る個人をいう。

7 匿名加工情報

「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて、当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように、個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第2項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元

することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第2項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(責務)

第3条 法人は、個人情報個人の人権尊重の下、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、慎重にあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努め、その適正な取り扱いを図ることとする。

(適用範囲)

第4条 この規程はコンピュータ処理がなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、法人において処理されるすべての個人情報、個人データ及び保有個人データ（以下「個人情報等」という。）の取扱いについて定めることとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第5条 法人は、個人情報を取扱うにあたって、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り限定するとともに、それを公表する。

2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うこととする。

(利用目的による制限)

第6条 法人は、あらかじめ利用者本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わない。

2 法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用者本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱わない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者本人の同意を得る事が困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第3章 個人情報の取得の制限等

(適正な取得)

第7条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うこととする。

2 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(5) 当該要配慮個人情報が、利用者本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

(6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を利用者本人に通知し、または公表する。

2 法人は前項の規定にかかわらず、利用者本人との間で契約を締結することに伴って契約書およびその他の書面（電磁的記録を含む。以下同じ）に記載された当該本人の個

人情報を取得する場合、その他利用者本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報
を取得する場合は、あらかじめ当該本人に対し、その利用目的を明示する。

ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この
限りではない。

- 3 法人は、利用目的を変更した場合は変更された利用目的について、利用者本人に通知
し、または公表する。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を利用者本人に通知し、または公表することにより、利用者本人または
第三者の生命、身体または財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を利用者本人に通知し、または公表することにより法人の権利または当
該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を
遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得る
ことにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正な利用の禁止)

第9条 個人情報、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法によ
り利用してはならないものとする。

第4章 個人データの適正管理

(適正管理)

- 第10条 法人は利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状
態に保つこととする。
- 2 法人は、個人データの漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その
他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとする。
 - 3 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取扱う職員に対する必要かつ
適切な監督を行うこととする。
 - 4 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やか
に破棄または削除することとする。
 - 5 法人は、個人情報の取扱いの全部または一部を法人以外の者に委託するときは、原則
として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明ら
かにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

第5章 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案に対する措置)

第11条 法人は、個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

- (1) 理事長その他の責任者への報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 前号で把握した事実関係による影響範囲の特定
- (4) 第2号の結果を踏まえた再発防止策の検討及び実施

(漏えい等事案の報告及び本人への通知)

第12条 法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 法人は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第6章 個人データの第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第13条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人（法人を含む。）の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合
なお、本人の同意を得ることが困難である場合には、本人同意を求めても同意しない場合、本人に同意を求める手続きを経るまでもなく本人の同意を得ることができない場合等が含まれる。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 2 法人は、次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないこととする。
- (1) 法人が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合。
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その趣旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名についてあらかじめ利用者本人に通知し、また当該本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 4 法人は、個人データの第三者提供について、利用者本人の同意があった場合で、その後当該本人から第三者提供の範囲の一部についての同意を取消す旨の申出があった場合は、その個人データの取扱いについては、利用者本人の同意のあった範囲に限定して取扱う。

(外国にある第三者への提供)

第 14 条 法人は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の利用者本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は適用しない。

- 2 前項の外国とは、本邦の域外にある国または地域をいい、かつ個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。
- 3 本条における第三者とは、個人データの取扱いについて、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第15条 法人は、個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号または同条第2項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第13条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りではない。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は第三者に該当しない。（以下この条及び次条について同じ。）
 - (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 独立行政法人（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- 3 第1項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は第三者提供に該当しない。（以下この条及び次条において同じ。）
 - (1) 法人が、利用者本人からの同意または委託等に基づき当該本人の個人データを第三者に提供する場合は、当該法人は当該本人代わって個人データを提供するものとみなす。
 - (2) 法人が、利用者本人と一体と評価できる関係にある者（当該本人の代理人または家族等）に個人データを提供する場合は、当該本人側に対する提供とみなす。
- 4 法人は、第1項に規定する記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成方法等)

第16条 前条の規程により、第三者提供に係る記録を作成する媒体は、次の各号によるものとする。

- (1) 文書

- (2) 電磁的記録
 - (3) マイクロフィルム
- 2 前条の規定により、第三者提供に係る記録を作成する方法は、次の各号によるものとする。
- (1) 原則として、個人データの授受の都度、速やかに記録を作成する。
 - (2) 一定の期間内に特定の事業者との間で継続的または反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。
 - (3) 法人が、利用者本人に対する物品または役務の提供に係る契約を締結し、その契約の履行に伴って、契約の相手方を当該本人とする個人データを法人から第三者に提供する場合は、その提供の際に作成した契約書その他の書面をもって個人データの流通を追跡することが可能であるから当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。
 - (4) 法人は、提供者と受領者のいずれも記録の作成方法、保存期間は同一であることに鑑みて、受領者は提供者の記録義務の全部または一部を代行して行うことができる（提供者と受領者の記録事項の相違については留意する必要がある。）。
なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の義務が免除されるわけではないことから、実質的に自ら記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築する。
- 3 前条の規定により、第三者提供に係る記録事項等は、次の各号によるものとする。
- (1) 法人が、利用者本人の同意に基づき個人データの第三者提供を行う場合は、次の項目を記録する。
 - ①利用者本人の同意を得ている旨
 - ②第三者の氏名または名称その他の当該第三者を特定できる事項
 - ③個人データによって識別される利用者本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項
 - ④個人データの項目
 - (2) 法人は、複数回にわたって同一利用者本人の個人データの授受をする場合において、同一の内容である事項は重複して記録しないことができる。
また、すでに適正に作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第17条 法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号または同条第2項各号のいずれ

かに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのある者にあつては、その代表者または管理人）の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の第三者は、法人が同項の規定による確認を行う場合において、法人に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
 - 3 法人は、第1項の既定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
 - 4 法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第7章 本人関与のしくみ

(保有個人データに関する事項の公表等)

- 第18条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、利用者本人の知り得る状態（利用者本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。
- (1) 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 全ての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
 - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第20条第1項、第21条第1項、若しくは第21条第3項の規定による請求に応じる手続（手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
 - (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合
 - 3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をし

たときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示等)

第19条 利用者本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 法人は、利用者本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面または電磁的記録（以下同じ。）により、その開示（当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により利用者本人であることを確認の上、開示をすることとする。

ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

(1) 当該記録の存否が明らかになることにより、利用者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合

(2) 当該記録の存否が明らかになることにより、法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(4) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(5) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

3 開示は、書面により行うこととする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示することができる。

4 保有個人データの開示または不開示の決定の通知は、利用者本人に対し書面により遅延なく行うこととする。

(訂正等)

第20条 利用者本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 法人は、保有個人データの開示を受けた者から、書面または口頭により、開示に係る保有個人データの訂正等の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅延なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データを修正等するとともに、その結果について申出をした者に対し、書面により通知することとする。

3 法人は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を

行うこととする。

(利用停止等)

第21条 利用者本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが個人情報保護法における利用目的による制限の規制に違反して取扱われているとき、または同法における適正な取得の規程に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止または消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 法人は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅延なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、利用者本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 利用者本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが個人情報保護法における第三者提供の制限の規程に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 法人は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅延なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、利用者本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったとき、もしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、または第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したとき、もしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、利用者本人に対し、遅延なく、その旨を通知しなければならない。

第8章 匿名加工情報

(匿名加工情報の作成等)

第22条 法人は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成する者に限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工する。

- 2 法人は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じる。
- 3 法人は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する。
- 4 法人は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。
- 5 法人は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合しない。
- 6 法人は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

(匿名加工情報の提供)

第23条 法人は、匿名加工情報を取扱う場合、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。

(識別行為の禁止)

第24条 法人は、匿名加工情報を取扱う場合、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る利用者本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号、もしくは第18条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合しない。

(安全管理措置等)

第25条 法人は、匿名加工情報を取扱う場合、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

第9章 組織および体制

(個人情報管理者)

第26条 法人は、別紙1のとおり、法人に個人情報統括管理者、法人本部事務局及び法人の施設事業所拠点（以下、「事業所等」という。）に個人情報管理責任者を置く。

また、個人情報管理責任者は、各部署（各事業所）に必要単位に応じて個人情報管理者を任命する。

- 2 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、個人情報の保護に関する内部規則の整備、安全対策及び教育・訓練を推進し、かつ周知徹底することを任務とする。
- 3 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、この規程に定められた事項を遵守させなければならない。
- 4 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、個人データの安全管理措置について定期的に自己評価を行い、見直しや改善を行う。
- 5 個人情報管理者は、担当部署の個人情報相談窓口を兼ねるものとし、個人情報管理者が任命されていない部署については個人情報管理責任者がその任を担う。
- 6 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、個人情報の漏えい等の問題が発生した場合において、法人の理事長に報告・協議し、二次被害の防止対策を講じるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ可能な限り事実関係を公表して、所轄庁及び都道府県等の関係各課等に速やかに報告する。

(教育)

第27条 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、法人の業務に従事するすべての役員及び職員（以下「役職員」という。）に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ個人情報管理の適正で確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努める。

(監査)

第28条 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、法人における個人情報の管理の状況について監事に報告し、法人監事の監査を受ける。

- 2 法人監事は、法人の監査により個人情報の管理について改善すべき事項があると認めるときは理事長に報告して、関係する役員あるいは職員に対し、改善のための必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた者は、速やかに改善のための必要な措置を講じ、かつその内容を法人監事に報告しなければならない。

(委託先の監督)

第29条 法人は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、委託事業者における個人情報保護のための対応状況等に照らして、委託を行うことの適切性を検討するとともに、委託事業者との間で業務委託における個人情報に関わる契約書を締結した上で提供を行うものとし、かつ委託先に対しては適切な監督を行うこととする。

(相談・苦情対応)

第30条 法人は、個人情報の取扱いに関する相談、苦情の適切かつ迅速な対応に努める。

2 法人は、本規程の目的を達成するために、事業所等に個人情報相談窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

(役職員の義務)

第31条 法人の役職員または役職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

2 この規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した役職員は、その旨を個人情報管理責任者または個人情報管理者のいずれかに報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者及び個人情報管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅延なく個人情報統括管理者及び理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示しなければならない。

4 この規程において職員とは、雇用関係の有無は問わず、個人情報取得事業者の指揮命令監督を受けて当該事業主の業務に従事する者をいい、職員以外に業務委託社員、派遣社員、実習生、ボランティアも含むものである。

第10章 罰 則

(違反行為)

第32条 役職員が、この規程及び法人が定めるその他の規程等に反する行為をした場合、法人は役職員に対して就業規則及びその他関係諸規程により、必要な措置を講じることとする。

2 役職員が、個人情報保護法等の関係法令に違反した場合、法人は当該役職員に対して前項の措置を講じるとともに、必要な場合は遅延なく関係当局へ通報することとする。

3 前二項の行為に起因して、法人または役職員もしくは第三者及びこれら複数に損害が生じた場合、法人は当該役職員に対して相応の損害賠償を請求することとする。

第 1 1 章 雑 則

(委任)

第 3 3 条 法人は、この規程にかかる義務を適切に履行するために必要な事項について規則を別途定め、これに基づき必要な措置を行うこととする。

2 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成 25 年法律第 2 7 号）」に規定される個人番号に係る特定個人情報保護に関する必要な事項は、別に定めることとする。

3 個人データ及び個人情報データベース等の保護に関する事項は、別に定めることとする。

4 前三項のほか、必要な事項は別に定めることができる。

(雑則)

第 3 4 条 この規程に定めない事項については、個人情報保護法その他関係法令の定めるところによるものとする。

(附則)

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日より施行する。

平成 2 0 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日に全面改正し、施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より一部改正し、施行する。

(別紙1)

社会福祉法人武蔵野療園 個人情報保護に関する管理体制図

